

2010(平成22)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

第1問

甲株式会社（以下、甲社とする）の株主総会に関する下記の小問(1)～(4)に答えよ。

各小問は独立したものとする。

- (1) 甲社の株主Aは、開催日が同じ他の会社の株主総会に出席したいため、甲社の株主総会には、自分の友人である弁護士に議決権の代理行使を依頼しようと考えたが、この議決権行使は認められるか。甲社の定款には、株主の代理人は甲社の株主に限られる旨の規定があるが、当該弁護士は、甲社の株主ではなかった。 (15点)
- (2) 甲社の代表取締役乙は、株主Bに株主総会の招集通知を行わず、その結果、Bが株主総会の開催を知らずに欠席した場合、他の株主Cは、当該株主総会で成立した決議の効力を争うことができるか。 (15点)
- (3) 甲社の代表取締役乙が甲社に対して損害賠償責任を負うことになったが、その責任の一部を免除する株主総会決議が成立した。乙は、甲社の大株主であり、当該決議において、賛成の議決権を行使していた場合、株主Dは当該決議の効力を争うことができるか。 (15点)
- (4) 株主Bと株主Cが、取締役乙を解任したいと考えた場合、自ら解任のための株主総会を招集することができるか。なお、Bは、総株主の議決権の100分の2以上の議決権を、Cは総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主である。 (10点)

第2問

甲株式会社（以下、甲社とする）がその事業の全部を乙株式会社（以下、乙社とする）に譲渡する場合と、甲社が乙社に吸収合併される場合とを、下記の(1)～(3)の点について、比較せよ。

- (1) 甲社の債権者は、どのように保護されるか。 (15点)
- (2) 甲社の株主は、乙社の株主になるか。 (15点)
- (3) 必要な株主総会の承認を欠いた場合の株主の無効の主張方法はどうか。 (15点)

余白